

新市建設計画の概要について

総合計画と新市建設計画との位置づけの比較

	総合計画 (伊賀市総合計画「輝きプラン」)	新市建設計画 (新市建設計画「伊賀市まちづくりプラン」)
法的根拠	現在はなし（平成23年4月までは、地方自治法に策定義務の規定があった）	旧合併特例法（平成17年3月まで有効）により、合併する市町村は策定が義務づけられた
策定趣旨 (目的)	市の最上位計画として、長期的な展望に立った総合的、計画的な行政運営を進めるために策定	合併を前に、新市の一体となった発展や施策の方向性を示し、ハード・ソフト両面からまちづくりを進めるために策定
計画期間	各自治体の裁量で決めることができる ※これまで、一般的には、基本構想を10年間、基本計画を前後期に分けた5年間とすることが多かった ※計画期間は任意であるため、計画期間満了に伴うほか、首長の交代など、状況の変化に伴う場合にも改定できる	合併後10年間とする ※平成24年6月に合併特例債発行期限の5年間の延長措置が取られたことを受け、建設計画も15年間に延長することが可能となった ※計画期間満了後は失効する
現行の計画期間	基本構想 平成18年度～平成27年度 後期基本計画 平成23年度～平成27年度	合併時点（平成16年11月）から10年間
県の施策	対象外	新市における主な県の施策を明記 ※県は新市の自主性・自立性の尊重を基本に役割分担を明確にし、新市のまちづくりを積極的に支援。 (県協議が必要)

総合計画と新市建設計画の関係と改定のタイミング

2つの 計画の 関係

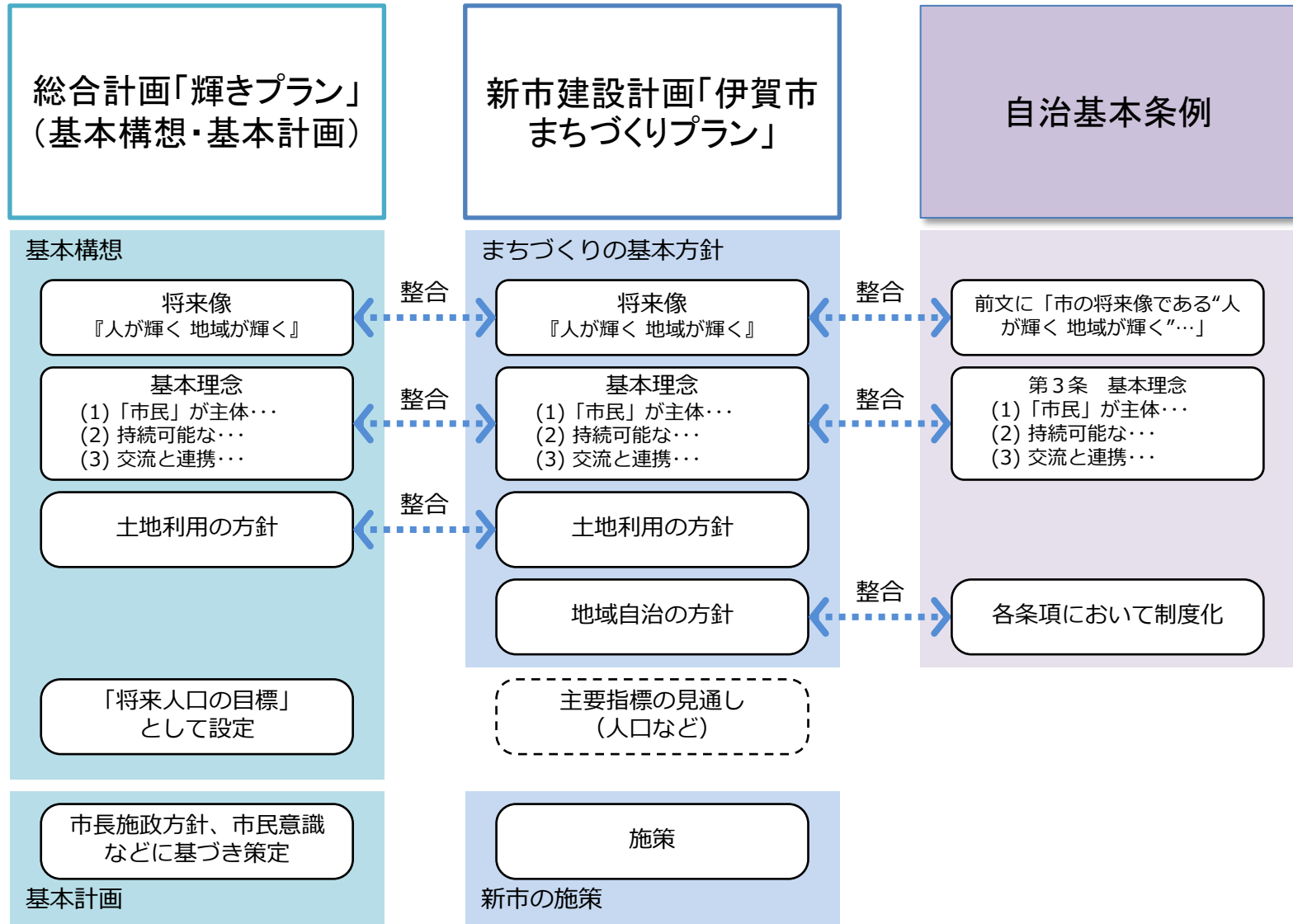
- ・「総合計画」と「新市建設計画」は異なる役割を持つものであり、それぞれに策定・改定の必要がある。
- ・上下の関係ではなく、どちらを先に改定しなければならないということではない。
- ・ただし、どちらも市の基本的方向を示す計画であり、計画内容の整合を図る必要がある。

	総合計画 (伊賀市総合計画「輝きプラン」)	新市建設計画 (新市建設計画「伊賀市まちづくりプラン」)
今回の改定の必要性	<ul style="list-style-type: none">・新市長の施策の方向性や理念の反映・社会情勢等の変化への対応・市民参画による独自の地域マネジメントの重要性の高まり	<ul style="list-style-type: none">・社会情勢等の変化への対応・合併特例債の期間延長

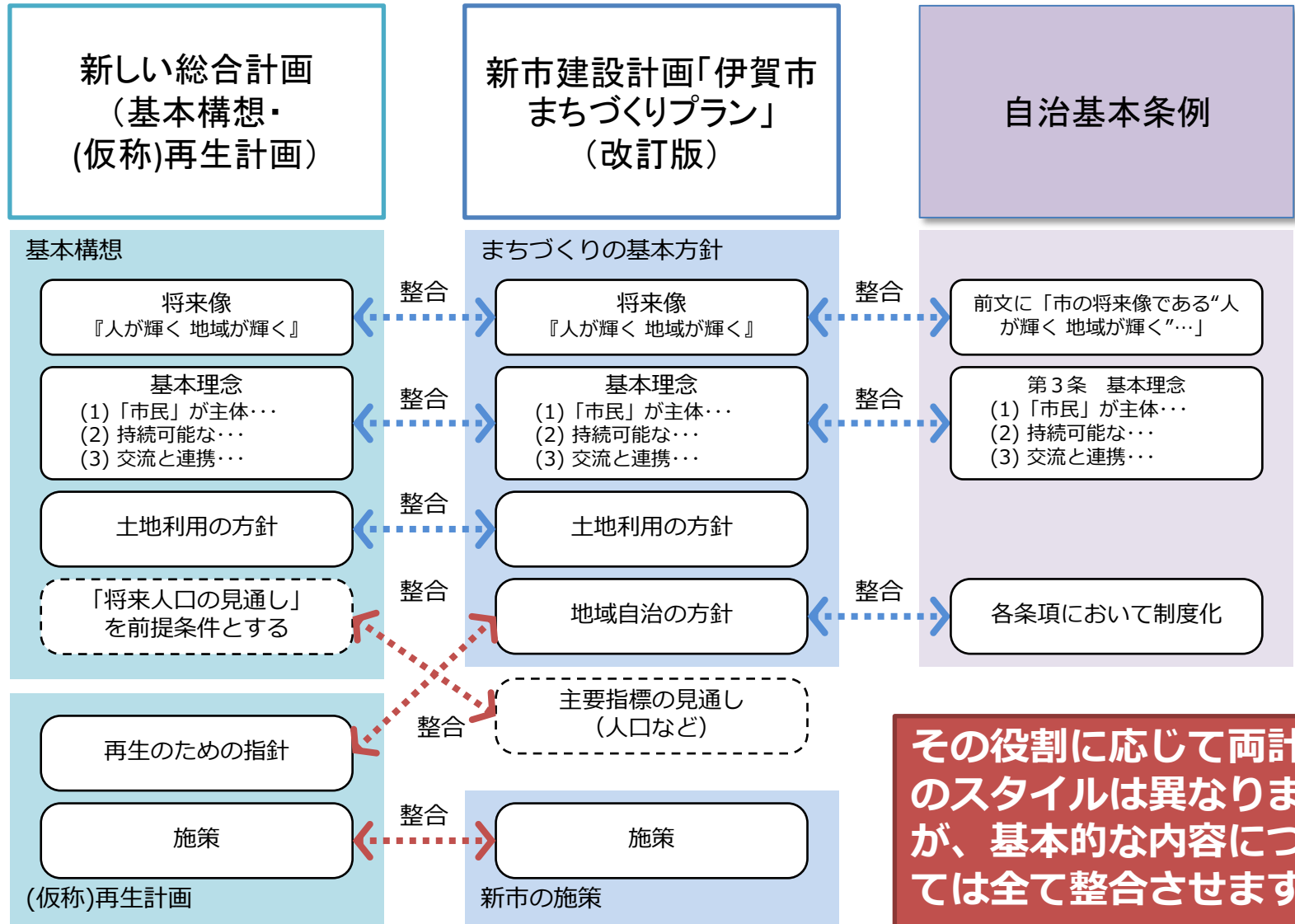


◎ 今回の改定のタイミングにおいては、新市長の誕生に伴い、その政策方針を踏まえた「新しい総合計画」を策定することを優先とし、合併特例債発行期限の延長に伴う新市建設計画の改定（延長）については、主に新しい総合計画と整合を図るべき部分と特例債事業に関する部分を見直すこととしたい。

現行の総合計画と新市建設計画との関係

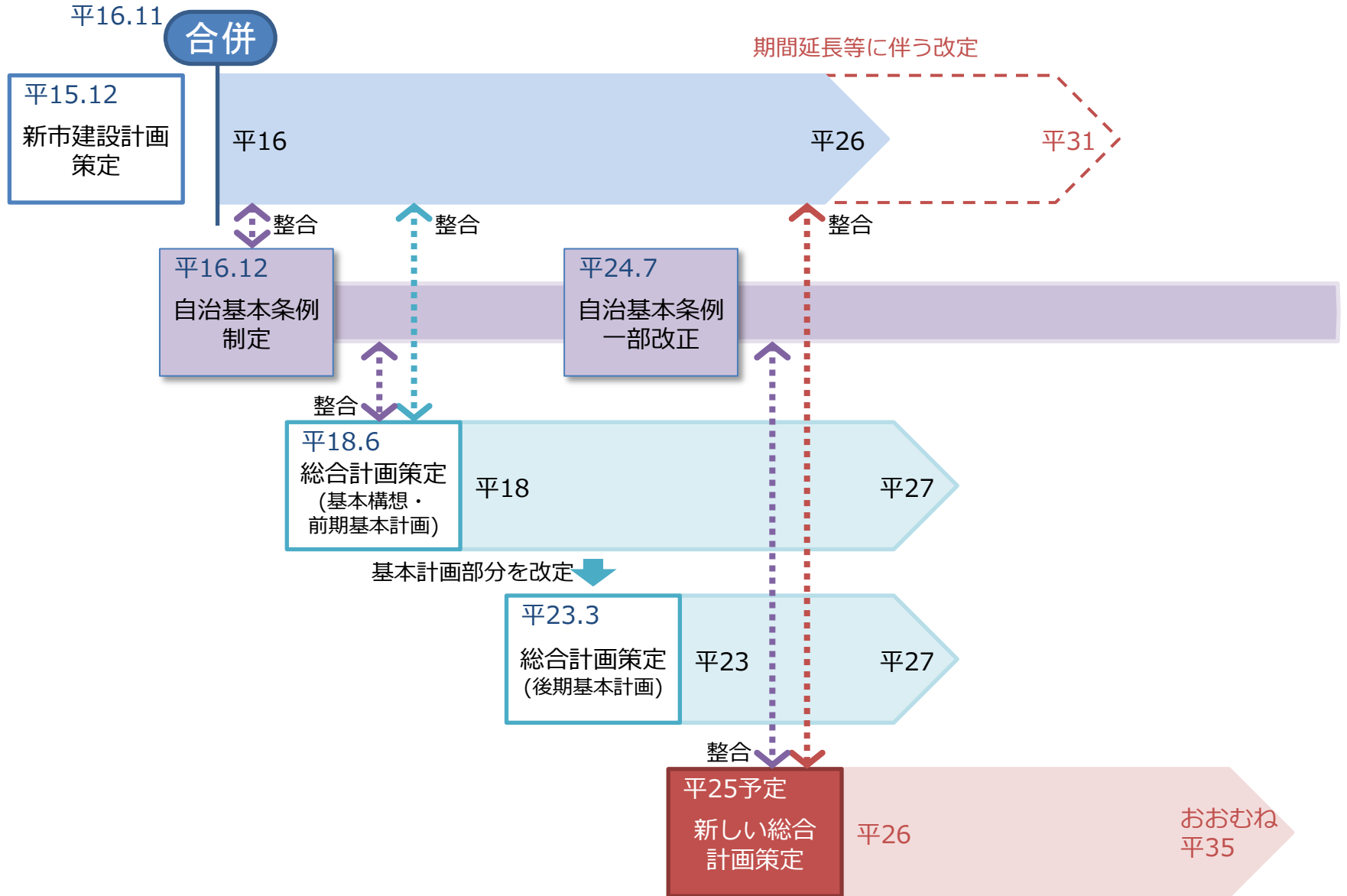


新しい総合計画と新市建設計画(改訂版)との関係



その役割に応じて両計画のスタイルは異なりますが、基本的な内容については全て整合させます。

総合計画と新市建設計画の策定経過



※参考資料 総合計画と新市建設計画の法的根拠

	総合計画	新市建設計画
根拠法令 (抜粋)	<p>現在は、根拠となる法令がない。</p> <p>(参考) 改正前の地方自治法の内容 第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。</p>	<p>現在の合併特例法（平成17年4月施行）では、「合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（合併市町村基本計画という）」を策定することとなっている。</p> <p>(参考) 旧合併特例法の内容 (抜粋) 第3条第1項 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（市町村建設計画）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会を置くものとする。</p> <p>第5条第1項 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。 一 合併市町村の建設の基本方針 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項 三 公共的施設の統合整備に関する事項 四 合併市町村の財政計画</p>